

重要なお知らせ

令和6年3月31日
子ども会連絡協議会事務局

各単位子ども会の評議員さんは担当の方にご周知お願いします

【兵庫県子ども会連合会（安全会）について】

兵庫県子ども会連合会に加入すると、安心して子ども会活動を行うことができます。

- ・子ども会活動中や活動場所への往復時に事故が起きた場合、「全国子ども会安全共済金」と「兵庫県子ども会連合会見舞金」を受けることができます。
- ・子ども会活動中に第三者の財物に損害を与えた場合や死傷させた際は、その活動を主催する子ども会が「子ども会賠償責任保険」を申請することができます。

【兵庫県子ども会連合会の加入手続きについて】

令和6年5月13日（月）までに提出をお願いします！ →4月1日に遡って加入

- ① 単位子ども会 年間行事計画書〔共済様式 05〕を作成する。
↓ ※計画書は初回のみ提出してください。
- ② 加入申込書（兼加入者名簿）〔共済様式 03、共済様式 04〕を作成する。
↓ ※1単位子ども会につき、必ず1人以上は大人も加入をお願いします。
↓ ※追加申込みの場合、加入者数欄、共済掛金等欄、加入者名簿欄は、追加する人数、掛け金、氏名のみご記入ください。
- ③ 年会費を芦屋市子ども会連絡協議会の口座に振り込む。
年会費 1人 300円（令和6年度より、1年を通して（後期も）会費は一律300円となります。）

（振込口座）

【ゆうちょ銀行口座から振込】

ゆうちょ銀行14370-90618001 芦屋市子ども会連絡協議会

【他金融機関から振込の場合】

ゆうちょ銀行 店番438 普通 9061800 芦屋市子ども会連絡協議会

- ↓ ※振込明細書は保管してください。
- ↓ ※振込人名義は「〇〇子ども会」で振込をお願いします。
- ↓ ※振込手数料がかかる場合があります。

- ④ ①～③を事務局（青少年育成課）に提出（持参は平日9:00～17:30）

【提出書類】①計画書、②加入申込書（兼加入者名簿）、③振込明細書（写）文字が鮮明なもの

【提出方法】青少年育成課にメール、郵送または持参してください。（FAX不可）

☆様式は、芦屋市ホームページの芦屋市子ども会連絡協議会のページに掲載しています。

☆メールでご提出していただく場合、押印の必要はありませんが、①、②については、データを入力したExcelファイルをメールに添付してください。

【よくある問い合わせ】

1 年度途中で加入する場合

- ・加入申込書〔共済様式 03〕に、追加する人数、掛け金、氏名等を記入していただき、年会費を振込の上、加入申込書等を青少年育成課にご提出ください。（表面の手続と同様）

2 年度途中で加入する場合の保険の適用時期

- ・6月以降は、毎月20日までに申込書等を提出していただければ、その月末に兵庫県子ども会連合会に加入になりますが、保険の適用は加入の翌月からになります。行事等で、加入を急がれる場合は、事前に青少年育成課まで直接ご相談ください。

例1	8月20日に各単位子ども会から青少年育成課へ申込書等を提出 兵庫県子ども会連合会…加入は8月31日、保険適用は9月1日から
例2	8月21日に各単位子ども会から青少年育成課へ申込書等を提出 兵庫県子ども会連合会…加入は9月30日、保険適用は10月1日から

3 子ども会の行動中に事故・怪我をした場合

- ・速やかに青少年育成課までご連絡をお願いします。（医療機関等を利用した場合は、領収書を保管するよう保護者にお伝えください。）

4 年度途中で転出・転入する子どもがいる場合

- ・（転出の場合）転出先で子ども会に加入する場合、転出先の子ども会で改めて手続きを取ってください。
- ・（転入の場合）転入前の市町村の子ども会で、子ども会連合会に加入していれば、追加の加入ではなく、変更届〔共済様式 07〕を青少年育成課に提出してください。

<p>（お問合せ）芦屋市教育委員会 青少年育成課 子ども会事務局 担当：富田 芦屋市役所北館4階（46番窓口） 住所：〒659-8501 芦屋市精道町7-6 TEL：38-2110 e-mail：seisyounenikusei@city.ashiya.lg.jp</p>
--